

令和 6 年 4 月 21 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01299

研究課題名（和文）中国におけるクラウドソーシングの就労者をめぐる労働法上の問題の研究

研究課題名（英文）Study of the problem of the labor law around the crowdworkers in China

研究代表者

山下 昇（YAMASHITA, NOBORU）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：60352118

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本と中国におけるクラウドワーカーに対する労働法上の課題を研究することを目的としている。2020年からの新型コロナウイルス感染症の影響は、両国において、この問題をより先鋭化させて、アプリケーション等を媒介としたフリーランスの就労の課題を明らかにした。日本では、非労働者としてのフリーランスの保護を目的とした法改正や政策が実施される一方で、労働者としての扱いを求める不当労働行為の申立や裁判において、判断が下されている。中国では、政策レベルでの対応が行われていることが分かった。しかしながら、両国においても、クラウドワーカーに対する規制等は、まだ課題が残っており、研究を進める。

研究成果の学術的意義や社会的意義

雇用と非雇用の間の労働法上の諸問題について、日本と中国について研究を行った。特に日本においては、covid-19の影響下において、アプリケーションを媒介とした就労形態が拡大し、労災保険の特別加入やフリーランスの保護法が制定されるなど、立法的な対応がなされている。労働者性を争う訴訟等も提起され、一定の判断が示されているが、新法等の適用状況や裁判例の判断はまだ未確定であり、今後も研究が必要である。とはいえ、covid-19下での雇用保険に関する研究やドライバーの固定残業代の研究は、雇用と非雇用の間の就労者に対して、どのように適用するかという問題を検討するうえで、示唆を与えるものとする。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study is to research labor law issues regarding crowd workers in Japan and China. The impact of the covid-19 that began in 2020 has sharpened these issues in both countries, and has revealed the challenges of freelance work by applications. In Japan, while legal reforms and policies are being implemented to protect freelancers. It turns out that in China, responses are being taken at the policy level. However, in both countries, there are still issues with regulations regarding crowd workers, and I will continue this research.

研究分野：労働法

キーワード：労働法 フリーランス 労働者性

## 1. 研究開始当初の背景

近年、経済のグローバル化に伴う経済環境・雇用環境の変化、シェアエコノミーの拡大によるプラットフォーム型のサービス提供の普及などの影響で、雇用労働と請負・委任との境界線が曖昧になりつつある。請負等の法形式で就労する者に対して、労働法規制は適用されないが、実態からすると、労働法規制を類推的に適用すべき場合もあろう。本研究では、中国における雇用と自営の中間的な働き方に対する法規制等について明らかにし、今後の対応を検討する。中国においては、労働組合の影響力が小さく、社会保障制度が十分でなく、産業規制が緩く(タクシー事業規制など)もともと自営業的な働き方(屋台など)が社会の中に根付いているなどの事情から、急速にクラウドソーシングが広がっている。一方で、労働法規(最低賃金も含む)も適用されず、労働組合による組織化もできない、低所得の就労者集団として、今後、社会不安を引き起こす可能性があり、クラウドソーシングの法規制の在り方は、非常に重要といえる。

## 2. 研究の目的

クラウドソーシングをめぐる労働法的な問題については、日本でも研究が進められている。特に、タクシー運転手(労働者)に類似するUberに関しては、アメリカのほか、同様のサービスがヨーロッパでも広がっており、そうした就労者の「労働者」該当性がしばしば問題となっている。こうした欧米のクラウドソーシングをめぐる問題は、既に研究が進められているが、中国に関する同様の問題については、十分に認識されていないように思われる。

中国では、急速にスマートフォン(スマホという)が普及し、スマホのアプリを利用したクラウドソーシングが広がった(スマホ自体がライフラインとなっており、電子的な決済システムが普及している)。中国の具体例を挙げると、都市部では、タクシーの配車アプリのほか、多数の宅配業者がアプリを通じて、クライアントからの発注を受けて就労している。スマホを利用した個人決済システムが普及し、ワーカーとクライアントとの間では、直接現金のやり取りをせず(管理者が電子的な決済を行う)ワーカーに問題があった場合(不配達や遅配等)には、管理者が補償をする等して、サービス自体の信用性を補完する仕組みがとられる。

宅配業務は、ネット通販の宅配にとどまらず、飲食店(ファーストフードや弁当)のデリバリーサービス(ワーカーが飲食店で宅配用の料理・食品を購入し、小型バイクでクライアントに届け、料理・食品の代金+デリバリーの利用料を電子決済するシステム)など、個人のクライアントの「おつかい」・「便利屋」のような業務が広がっている。

失業者や中高年齢で「脱サラ」した者の就労先の受け皿として、比較的容易に就労できる「バイク便」のような仕事に就くことが多いが、一般的にいて、就労者の所得はそれほど高くない。一方で、デリバリー中の事故等の補償や報酬の問題などの問題が生じており、法的な対応が求められている。特に問題なのは、労働法(特に最低賃金)の適用を受けず、また、労働組合にも組織化されないため、低収入の就労者集団として、今後、社会不安を引き起こす可能性がある。本研究では、労働法的な視点から、こうした問題について検討する。

法形式上、クラウドソーシングのワーカー(労働者ではなく、自営業者として位置付けられる)は、クライアントとの間で請負契約を締結して就労することになるため、労働法の規制対象とはならない。一方で、労働者類似の規制が必要である可能性があることを念頭に、本研究では、規制の対象領域を、労働時間規制、報酬支払規制、解約(解雇)規制、紛争解決手続の利用の4つの点に絞って、法規制の在り方を検討する。あわせて、こうした低所得の個々のワーカーが、集団として(団結して)管理者(事業者)に対して、報酬等の条件を交渉する権利を有するかも検討する。

## 3. 研究の方法

文献研究や中国での実態の把握を通じて、中国における法的課題を研究する。また、日本における同種の問題についても、中国法と比較しつつ、研究を行う。日本では、欧米の状況などを含めて、先行研究があり、日本国内のクラウドワーカーやフリーランスに対する法的保護について研究がすすめられ、また、フリーランスによる不当労働行為の申立や裁判の提起も行われている。

法形式上、クラウドソーシングのワーカー(労働者ではなく、自営業者として位置付けられる)は、クライアントとの間で請負契約を締結して就労することになるため、労働法の規制対象とはならない。一方で、労働者類似の規制が必要である可能性があることを念頭に、本研究では、規制の対象領域を、労働時間規制、報酬支払規制、解約(解雇)規制、紛争解決手続の利用の4つの点に絞って、法規制の在り方を検討する。

#### 4. 研究成果

2018年度は、中国におけるクラウドソーシングの一形態として、「ライドシェア」の仕組みと「飲食店の料理のデリバリー」等のバイク便などの実情について、中国人民大学の彭光華副教授などから聞き取りを行ったほか、日本での日中シンポジウムなどに参加して、中国の動向に関する報告から多くの示唆を得た。また、中国国内でも研究が進められているが、多くは、経済学・社会学の研究が中心である。そして、本件における主な研究成果は以下の通りである。

2019年度以降は、Covid-19の影響で、中国での実態調査や研究者との交流が制限されたため、文献研究と日本法の研究が中心となった。日本では、弁護士法人に「雇用」される弁護士や運転手の賃金等は、歩合給の比重が高く、働き方は請負や委任に近い形態となっている。そこで、弁護士の報酬に関する裁判例を検討したものとして、「業務停止処分に伴う自宅待機命令と賃金請求権」(法学セミナー780号117頁、2020年)、配達ドライバーの歩合給の算定方法に関する裁判例を検討したものとして、「割増賃金相当額を歩合給から控除する賃金の定め方の有効性」(法学セミナー777号127頁、2019年)、「運行時間外手当の時間帯労働等に対する対価該当性」(社会保険労務士ふくおか152号24頁、2019年)を公表した。また、紛争解決手続に関して、「個別労働紛争解決手続としての調停」(社会保険労務士ふくおか155号26頁、2020年)を公表した。

そして、Covid-19の影響を受けた日本において、フリーランスを含めた辞職や失業対策が課題となり、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い労働者が、休暇や休業の取得を求めたり、勤務継続を諦めて辞職した場合の法的問題を検討したものとして、「仕事を止めるときと辞めるとき」(法学セミナー789号39頁、2020年)があり、休業等に対応した雇用保険制度の動きに関して、「新型コロナウイルス感染拡大と雇用保険制度」(季刊労働法271号38頁、2020年)としてまとめた。また、高齢者の働き方の拡大を求める高齢者雇用安定法の改正について検討したものとして「高齢者の就業機会の確保と高年法等の改正」労働法律旬報1979号35頁、2021年)がある。

さらに、雇用調整助成金の申請をしないまま行われた整理解雇について、解雇を無効とした事案を検討した(「雇用調整助成金を申請せずに行われた有期契約労働者に対する整理解雇の有効性」(やまぐちの労働661号6頁、2021年))。また、時間外労働規制としての割増賃金に関しては、歩合給に相当する計算額から時間外労働手当相当額を控除する方式の適法性が認められた裁判例を検討した(「出来高等で算出される手当から時間外労働手当等を控除する賃金規定の有効性」(社会保険労務士ふくおか161号20頁、2021年))。運送業においては、労働者に関する規制を厳格化すればするほど、雇用から請負へのフリーランス化を促す側面がある。さらに、労働紛争解決手続について、「個別労働紛争解決手続を考える」(労働法律旬報1993号4頁、2021年)において、近年の変化を簡単にではあるが、論じた。

また、中国に関しては、北京市海淀区人民法院(2019)京0108民初34030号民事判決を取り上げつつ、政策の動向について文献研究を通じて論じた(「中国のプラットフォームビジネスと就労者」(労働法学会研究会報2758号4頁、2022年))。国家市場監督官理想局「フードデリバリープラットフォームの責任を履行し、配達員の権益を確実に保護することに関する指導意見」(2021年7月)が出されている。そこでは、地方の最低賃金を下回らない所得を確保すること、社会保険への加入を促すほか、民間保険の提供を推奨して保障水準を高めることなどが定められている。

さらに、雇用調整助成金等の制度の変化と雇用保険財政の悪化について論じた(「緊急対応時の雇用保険制度の機能 - 雇用調整助成金等を中心に」(法の支配207号62頁、2022年))。

全期間を通じて、中国での実態調査等が制約を受けたため、日本法の各論を論じた研究が中心となったが、今後も、引き続き、中国法の状況について研究を進めていきたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山下昇	4. 巻 676号
2. 論文標題 コロナ禍の整理解雇の有効性 - アンドモワ事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 やまくちの労働	6. 最初と最後の頁 4頁-5頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 207号
2. 論文標題 緊急対応時の雇用保険制度の機能 - 雇用調整助成金等を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 62頁-71頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 164号
2. 論文標題 農作物収穫の決起大会での腕相撲による右肘骨折の負傷の業務上災害該当性 - 国・山形労基署長（アンスリーファーム）事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 48頁-51頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 2758号
2. 論文標題 中国のプラットフォームビジネスと就労者	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法学研究会報	6. 最初と最後の頁 4頁 - 7頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 1993号
2. 論文標題 個別労働紛争解決手続きを考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4頁 - 5頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 664号
2. 論文標題 解雇の意思表示等の有無と解雇期間中における他所での勤務による就労意思の存否	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 やまぐちの労働	6. 最初と最後の頁 4頁 - 5頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 161号
2. 論文標題 出来高等で算出される手当から時間外労働手当等を控除する賃金規定の有効性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 20頁 - 23頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 661号
2. 論文標題 雇用調整助成金を申請せずに行われた有期契約労働者に対する整理解雇の有効性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 やまぐちの労働	6. 最初と最後の頁 6頁 - 7頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 649号
2. 論文標題 労働者が第三者に対してなした損害賠償を使用者へ逆求償できるか - 福山通運事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 やまぐちの労働	6. 最初と最後の頁 8頁-9頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 789号
2. 論文標題 仕事を止めるときと辞めるとき	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 39頁-44頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 271号
2. 論文標題 新型コロナウイルス感染拡大と雇用保険制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 38頁-46頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 158号
2. 論文標題 アルバイト職員と正職員の労働条件の相違の不合理性 - 学校法人大阪医科薬科大学事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 28頁-31頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 1979号
2. 論文標題 高齢者の就業機会の確保と高年法等の改正	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 35頁-41頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 780号
2. 論文標題 業務停止処分に伴う自宅待機命令と賃金請求権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 117-177頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 777号
2. 論文標題 割増賃金相当額を歩合給から控除する賃金の定め方の有効性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 127-127頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 152号
2. 論文標題 運行時間外手当の時間常労働等に対する対価該当性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 24-27頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 155号
2. 論文標題 個別労働紛争解決手続としての調停	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 26 - 29頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 759号
2. 論文標題 [労働法入門] 事例から考え、理解する労働法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 44頁-49頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 131号
2. 論文標題 雇用終了のルールの明確化とその紛争解決制度の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 19頁 35頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 261号
2. 論文標題 書評・森下之博著『中国賃金決定法の構造 - 社会主義秩序と市場経済秩序の交錯』(早稲田大学出版部、2017年)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 201頁-204頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 山下昇	4. 巻 765号
2. 論文標題 業務手当の時間外労働等に対する対価該当性 - 未払い賃金等請求事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 127頁-127頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下昇	4. 巻 769号
2. 論文標題 固定残業代の適法性と法内残業に対する賃金 - 学校法人D学園事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 131頁-131頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

九州大学研究者情報 (山下昇) <a href="https://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html">https://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html</a> 九州大学研究者情報 (山下昇) <a href="https://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html">https://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html</a> 九州大学研究者情報 (山下昇) <a href="https://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html">https://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html</a> 教員一覧 (山下昇) <a href="http://www.law.kyushu-u.ac.jp/general/staff/jp/yamashita_noboru.html">http://www.law.kyushu-u.ac.jp/general/staff/jp/yamashita_noboru.html</a>
---

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------